

○学校法人東京国際大学役員報酬規程

昭和 59 年 4 月 1 日制定
最近改正 2019 年 12 月 20 日

(主旨)

第 1 条 この規程は、学校法人東京国際大学（以下「法人」という）の役員の報酬等について定める。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、理事及び監事をいう。
- (2) 「常勤の役員」とは、役員のうち法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 「非常勤の役員」とは、常勤の役員以外の役員をいう。
- (4) 「報酬等」とは、本俸、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、教員または職員として支給する給与等を含まない。
- (5) 「費用」とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の範囲)

第 3 条 報酬等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本俸
- (2) 賞与
- (3) 日当・手当・費用弁償
- (4) 退職金・功労金

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の役員の本俸及び賞与の合計額（年額）は、別表第 1 又は別表第 2 の俸給表のとおりとし、各役員の本俸及び賞与の合計額（年額）は俸給表のうちから、理事長が決定する。

2 常勤の役員の退職金は別表第 3 に定める算式により算出される額の範囲内で、理事長が決定する。

3 非常勤の役員に対しては、日当、手当及び功労金を除き、報酬等を支給しない。

4 非常勤の役員が法人の会議等に出席した場合、日当を支給する。日当は税引後 2 万円とする。

5 非常勤の監事に対しては、手当を支払う。手当の額は、月額 5 万円以下で理事長の定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ

て、当該各号に定める時期とする。

(1) 本俸 毎月 25 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

(2) 賞与 毎年 7 月及び 12 月

(3) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後 1 か月以内

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

(本俸の計算の特例)

第 6 条 本俸が月の中途において増減があったとき又は新たに就任した月は、増減決定の日又は就任の日から起算し、日割りにより計算する。ただし、退任又は死亡した月の本俸は、当月分全額を支給する。

(費用弁償)

第 7 条 役員が法人のために支出した費用は、これを弁償するものとする。

(退職金)

第 8 条 常勤役員が退任又は死亡したときは、退職金を支給する。

(功労金)

第 9 条 役員が退任又は死亡したときは、功労金を支給する。

2 前項の功労金は、次に定める算式により算出される額を支給する。

10 万円 × 在任年数

(在任年数の計算)

第 10 条 役員の在任年数は、就任の月から退任又は死亡の月までとし、12 か月をもって 1 か年とする。ただし、1 年未満は月割り計算とする。

(公表)

第 11 条 法人は、本規程をもって私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(細則の制定)

第 12 条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、別に細則を制定することができる。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 23 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この改正規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（常勤役員の本俸及び賞与<教職員を兼務しない場合>）

号俸	理事長	副理事長	常務理事	（年額：万円）	
				理事	監事
1	3,600	1,800	1,800	1,800	1,300
2	3,300	1,650	1,650	1,650	1,250
3	3,000	1,500	1,500	1,500	1,200
4	2,700	1,350	1,350	1,350	1,150
5	2,400	1,200	1,200	1,200	1,100
6	2,100	1,050	1,050	1,050	1,050
7	1,800	900	900	900	1,000
8	1,500	750	750	750	950

別表第 2（常勤役員の本俸及び賞与<教職員を兼務する場合>）

号俸	理事長	副理事長	（年額：万円）	
			常務理事	理事
1	3,000	252	168	84
2	2,750	216	144	72
3	2,500	180	120	60
4	2,250	144	96	48
5	2,000	108	72	36
6	1,750	72	48	24
7	1,500	36	24	12
8	1,250	0	0	0

別表第 3（常勤役員退職金算定式）

本俸（月額）×在任年数×1.1

なお、本俸（月額）は在任中に受けた最高本俸とする。